

公共事業 再評価結果一覧表（令和 6 年度）

農林水産部

番号	課名	事業名	路線名等	箇所名	事業計画			再評価結果						再評価の要件	規則上の区分			
					着手年度	完了予定年度	主な事業内容	(1)事業進捗状況			(2)社会経済情勢					総合評価 (対応方針)		
								進捗状況	計画変更		社会経済	評価指標	自然環境					
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	角川原地区	奥州市	H27	R9	区画整理 41.2ha	1,849	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
2	農村建設課	農村災害対策整備事業	岩手山麓地区	盛岡市、滝沢市	H26	R10	用水路工 15.1km	4,938	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
3	農村建設課	農村地域防災減災事業	北照井堰	一関市、平泉町	H27	R14	用水路の改修整備 L=9,416m	2,300	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
4	農村建設課	農村地域防災減災事業	猿ヶ石北部幹線	奥州市	H27	R9	用水路の改修整備 L=5,901m	553	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
5	農村建設課	農道整備事業	上新田一ノ沢	一関市	H27	R9	農道 W=5.5m、L=2,983m	658	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
6	森林保全課	林道整備事業	牛伏高德線	宮古市	H22	R16	林道開設 W=4.0m、L=7,400m	1,500	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
7	森林保全課	林道整備事業	平根線	大船渡市	H22	R9	林道開設 W=4.0m、L=5,605m	1,150	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
8	森林保全課	林道整備事業	平波沢線	田野畑村	H22	R11	林道開設 W=5.0m、L=5,200m	1,300	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
9	森林保全課	林道整備事業	鎌沢沢線	陸前高田市	H22	R8	林道開設 W=4.0m、L=8,507m	1,475	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
10	森林保全課	林道整備事業	鷹ノ巣・鱒沢線	葛巻町	H22	R14	林道開設 W=5.0m、L=11,930m	3,363	AA	a	a	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

県土整備部

11	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	一般県道 大川松草線	本町～大広	H22	R8	道路改築 計画幅員 W=5.5 (8.0) m L=1,300m	1,300	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
12	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	主要地方道 盛岡環状線	滝向	R2	R11	道路改築 計画幅員 W=6.5m (14.5) m、 2車線両側歩道 L=950m	1,530	B	b	c	AA	a	a	a	要検討 (見直し継続)	⑤	「要検討(見直し継続)」とした県の評価は妥当と認められる。
13	河川課	広域河川改修事業	一級河川北上川(下流)	川崎ほか	H27	R25	計画延長L=17,700m、築堤 V=105,400m ³ 、掘削V=687,100m ³ 、護岸 A=59,800m ²	3,108	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
14	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系人首川	次丸	H22	R16	全体計画延長L=2,800m、築堤工 V=34,700m ³ 、掘削工V=57,700m ³ 、護岸 工4,640m ² 、橋梁工N=1橋	758	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
15	砂防災害課	総合流域防災事業(地すべり)	一級河川北上川水系	八幡平	H22	R11	集水井9基 抑止杭2箇所	926	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

注 1) 「再評価結果」欄は、再評価調査による中項目評価、大項目評価及び総合評価の結果を記載すること。

注 2) 「再評価の要件」欄は、当該事業が該当する再評価の要件を下記の区分により記載すること。

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)